

一般事業主行動計画の変更を検討されている事業主の皆様へ

常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業主が令和 7 年 4 月 1 日以降に一般事業主行動計画を変更（**計画期間の短縮を含む**）する場合、「育児休業等の取得状況」及び「労働時間の状況」に係る把握及び数値目標の策定の双方が義務とされています。

法に則った一般事業主行動計画でなければ、同計画の変更届を受理することや、**くるみん等の認定をすることができません。**

なお、常時雇用する労働者数が 100 人以下の事業主についても、くるみん等の認定を希望される場合には、同様の取り扱いとなります。

一般事業主行動計画の変更（ ）を検討する際には、以上について十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

（ ）事業主の属性（氏名、名称、主たる事業、住所及び電話番号）**のみ**の変更の場合は、上記「行動計画の変更」にはあたりません。

< 参考 >

次世代育成支援対策推進法第 12 条

次世代育成支援対策推進法施行規則第 1 条の 2、第 1 条の 3